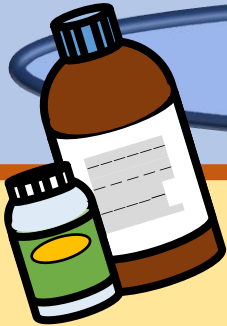


# ～農薬ラベルの読み上げ運動～



農薬の使い方、間違っていますか？

## 農薬使用前に

農薬ラベルを指さしながら

声に出して読み上げ確認しましょう！

### 【チェック項目】

- 適用作物
- 適用病害虫
- 希釈倍率
- 使用量
- 使用方法
- 使用時期
- 成分の総使用回数
- その他（使用上の注意点等）



とちまるくん © 栃木県

2人以上で確認

するとなお良し！

文字が小さく見えにくい時は、 虫眼鏡等を使用しましょう。

農薬の使用方法は、「農薬取締法」によって定められており、  
農作物には登録農薬を使用し、その使用基準を守る義務があります。

（農薬取締法第24条、25条）

違反をすると、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を科せられる可能性があります。

（農薬取締法第47条）

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法に基づく残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。

○近年の残留基準値超過の主な原因（農林水産省発表）

- 使用する農薬に対する慣れからラベルを確認しなかった。
- 名前や形状が類似した農作物に適用があることから、使用する農作物にも適用があると思い込み、誤って使用した。
- 近隣のほ場で栽培されている作物に使用した農薬が飛散した。
- 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入した。

ラベルの確認不足や思い込みによる誤った使用事例が確認されています。

使い慣れた農薬でも使用前には必ずラベルを確認しましょう。



とちまるくん © 栃木県

○ 農薬の適正使用に関するお問い合わせ先

河内農業振興事務所	TEL 028-626-3070
上都賀農業振興事務所	TEL 0289-62-6125
芳賀農業振興事務所	TEL 0285-82-3074
下都賀農業振興事務所	TEL 0282-24-1101
塩谷南那須農業振興事務所	TEL 0287-43-2318
那須農業振興事務所	TEL 0287-22-2826
安足農業振興事務所	TEL 0283-23-1431

農業環境指導センター  
TEL 028-626-3086  
農政部経営技術課  
TEL 028-623-2286